㈠　その他清算株式会社の換価可能な資産を換価して得た代金から換価費用を控除した金員

イ　優先債権等

㈠　清算株式会社が、清算株式会社の在庫商品に対して集合動産譲渡担保権を有する担保権者４名との間で締結した各合意書に基づいて支払った担保権抹消料

㈡　清算株式会社が株式会社ブルームインターナショナルから平成25年４月15日付け事業譲渡契約により同社のオリジナルアクセサリーの企画・製造・仕入事業を譲り受けたことにかかる事業譲渡代金（但し、同契約所定の代金減額事由が発生した場合は当該減額後の額）

㈢　清算株式会社が株式会社ブルームインターナショナルに対して平成25年２月１日から同年５月７日までの間に商品仕入業務を委託したことにかかる業務委託料

㈣　消費税、法人税、社会保険料（厚生年金及び健康保険）、労働保険料（障害者雇用納付金を含む）その他の公租公課、その他一般の優先権がある債権等会社法第515条第３項括弧書内記載の債権（将来に発生が見込まれる債権を含む。）

㈤　清算人代理、弁護士、公認会計士及びフィナンシャルアドバイザーに対する報酬

㈥　その他清算株式会社の清算事務遂行に要する一切の費用

⑵　弁済額

清算株式会社は、協定債権者に対し、上記⑴の弁済原資を各協定債権者が有する協定債権の特別清算開始決定日の前日現在の残高で按分した金額相当の金員（１円未満の端数は切り捨て）を、協定認可決定確定後７日以内に弁済する。

⑶　支払方法

ア　本協定に基づく弁済は、清算人代理弁護士事務所（東京都千代田区内幸町二丁目１番４号日比谷中日ビル６階三宅坂総合法律事務所）において行う。ただし、協定債権者が清算株式会社に対して協定認可決定確定日までに特定の銀行口座への振込送金を文書で求めたときは、清算株式会社はその指定口座宛に協定債権者の費用負担で振込送金するものとする。

イ　協定債権者のうち、協定認可決定確定日までに特定の銀行口座への振込送金を求める文書を清算株式会社に提出せず、かつ協定認可決定確定後７日を過ぎても上記アの弁済場所において弁済金を受領しなかった者に対しては、清算株式会社は弁済金を東京法務局に供託する。

２　協定債権の放棄

協定債権者は、本協定に基づく弁済を受けるのと同時に、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

３　追加弁済

⑴　追加弁済の方法

清算株式会社は、第１項に基づく弁済後、清算株式会社に新たな資産が発見又は回収されたときは、速やかにこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額について、各協定債権者が有する協定債権の特別清算開始決定日の前日現在の残高で按分した金額相当の金員（１円未満の端数は切り捨て）を、換価終了後７日以内に弁済する。この場合においては、当該協定債権者が第２項により行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。

⑵　追加弁済が行われない場合の協定債権者に対する通知

清算株式会社は、追加弁済を行うことができないことが判明したときには、速やかに各協定債権者に対してその旨を通知する。

以上

東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２５年（再）第１０号

大阪市中央区日本橋２丁目９番13号

再生債務者　タムラ株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　大阪市中央区北浜３丁目６番13号日土地淀屋橋ビル　弁護士法人淀屋橋・山上合同　弁護士　阪口　彰洋

３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）

イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄

ウ　財産の譲受け

エ　借財、手形割引又は保証

オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除

カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ

キ　和解及び仲裁合意

ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認

ケ　別除権の目的である財産の受戻し

⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為

ア　重要な財産の処分及び譲受け

イ　多額の借財

⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）

イ　⑴のイからケまでに掲げる行為

平成25年９月20日

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１９号

青森県三戸郡三戸町大字川守田字沖中71番地３

再生債務者　奥利　昭広

１　決定年月日時　平成25年９月24日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年10月15日まで

４　一般異議申述期間　平成25年10月22日から平成25年11月５日まで

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２５年（再イ）第９号

千葉県木更津市東中央３丁目７番４－213号

再生債務者　大沼　秀文

１　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年10月15日まで

４　一般異議申述期間　平成25年10月29日から平成25年11月12日まで

千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（再イ）第１２６号

愛知県知多郡東浦町大字緒川字西本坪３番地の24

再生債務者　山下電気保安管理事務所こと　山下　栄三

１　決定年月日時　平成25年９月24日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年10月15日まで

４　一般異議申述期間　平成25年10月22日から平成25年10月29日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第３９号

愛知県豊田市若林東町下東間28番地22

再生債務者　尾﨑　直哉

１　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年10月15日まで

４　一般異議申述期間　平成25年10月22日から平成25年10月29日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部